

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2023 年 7 月 25 日

株式会社ココナラ

2023年7月25日

## 新設分割にかかる事前開示事項

東京都渋谷区桜丘町 20-1  
渋谷インフォスター6F  
株式会社ココナラ  
代表取締役社長 鈴木 歩

株式会社ココナラ（以下「当社」といいます。）は、2023年7月20日付新設分割計画書に基づき、2023年9月1日をもって、当社のココナラ法律相談事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ココナラ法律相談（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。  
当社が、本分割に関して会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより開示すべき事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

2023年7月20日付新設分割計画書の内容は、別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

##### （1）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本分割に際し3,000株を発行し、その全てを当社に割当交付します。当社に交付される新会社の株式の数につきましては、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、これを任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

##### （2）資本金及び準備金の額に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

新会社の資本金及び準備金の額につきましては、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 新設分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要財産の処分、重大な債務の負担その他の会計財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

当社は、2023 年 6 月 30 日付でポート株式会社との間で株式譲渡契約を締結し、ポート株式会社からポートエンジニアリング株式会社の株式を譲受け、ポートエンジニアリング株式会社を当社の完全子会社化いたしました。

5. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

（1）当社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

（2）新会社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 新設分割計画備置開始日以後新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 205 条第 8 号）

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

## 新設分割計画書

株式会社ココナラ（以下「甲」という。）は、新たに設立する株式会社ココナラ法律相談（以下「乙」という。）に対し、甲の営むココナラ法律相談事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める新設分割の方法により、甲の本事業に関して有する権利義務を乙に承継させるため、会社分割を行う。

### 第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項等）

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙A「定款」に記載のとおりである。
- 乙の本店の所在場所は、東京都渋谷区桜丘町12番10号とする。

### 第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 平野 素  
設立時取締役 鈴木 歩  
設立時取締役 松本 成一郎  
設立時監査役 矢富 健太郎

### 第4条（承継する権利義務）

- 本分割により、乙の成立の日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙2のとおりとし、別紙Bに記載のない権利義務及び不法行為によって生じた債務は承継しない。
- 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第7条において定義する。以下同じ。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。当該手続に必要な一切の費用は、乙の負担とする。
- 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重疊的債務引受の方法による。

### 第5条（乙が分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項）

乙は、本分割に際して、普通株式3,000株を発行し、本権利義務の対価として、甲に対して交付する。

### 第6条（乙の設立時資本金及び準備金）

効力発生日における乙の設立時資本金の額及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額：2000万円
- (2) 資本準備金の額：0円
- (3) その他の資本剰余金の額：会社計算規則の定めに従い、甲が定める。

#### 第7条（効力発生日）

乙の成立の日（以下「効力発生日」という。）は、2023年9月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲は、効力発生日を変更することができる。

#### 第8条（分割承認決議等）

甲は、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ることなく取締役会の承認を得て本分割を行う。

#### 第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降、本事業について、法令（会社法第21条を含む）に基づくものであるかを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

#### 第10条（本計画の変更等）

1. 本計画成立の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲は、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。
2. 本計画は、第8条に定める取締役会における承認又は関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

#### 第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

（以下余白）

2023年7月20日

甲：東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター6F  
株式会社ココナラ  
代表取締役社長 鈴木 歩

別紙 A 定款

株式会社ココナラ法律相談  
定款

2023年 9月 1日 作 成

## 第1章 総則

### (商号)

**第1条** 当社は、株式会社ココナラ法律相談と称し、英文では coconala Legal Consultation Inc.と表示する。

### (目的)

**第2条** 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. インターネットのホームページの企画作成及び運営管理
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告、宣伝及びマーケティングリサーチに関する業務並びに代理業務
3. インターネットを利用した通信販売業務
4. 通信販売業務に関する代理及び仲介業務
5. 経営一般に関するコンサルティング業務
6. 顧客のサービス提供の促進に関する企画立案、コンサルティング及び営業活動支援業務
7. 情報コンテンツの企画、編集、制作、出版並びに販売
8. 情報コンテンツにおける広告、宣伝及び代理業務
9. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

### (本店所在地)

**第3条** 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### (公告方法)

**第4条** 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関構成)

**第5条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

### (株券の不発行)

**第7条** 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

**第8条** 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。



#### (相続人等に対する売渡請求)

**第9条** 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

#### (基準日)

**第10条** 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合には、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。
- 3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集時期)

**第11条** 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### (招集権者)

**第12条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

#### (招集通知)

**第13条** 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。

#### (株主総会の議長)

**第14条** 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長になる。

#### (株主総会の決議方法)

**第15条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

**第 16 条** 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限り、かつ、2 名以上の代理人を選任することはできない。

#### (株主総会議事録)

**第 17 条** 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第 72 条第 3 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

**第 18 条** 当会社の取締役は、3 名以上とする。

#### (取締役の選任)

**第 19 条** 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

**第 20 条** 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役の選定)

**第 21 条** 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長 1 名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

- 2 代表取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長 1 名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

**第 22 条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集)

**第 23 条** 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

#### (取締役会の決議方法)

**第 24 条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

#### (取締役会の決議の省略)

**第 25 条** 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (取締役会議事録)

**第 26 条** 取締役会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第 101 条第 3 項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

#### (取締役会規則)

**第 27 条** 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

#### (取締役の責任免除)

**第 28 条** 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### (取締役会規程)

**第 29 条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

**(取締役の報酬等)**

**第 30 条** 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

**第 5 章 監査役**

**(監査役の数)**

**第 31 条** 監査役の員数は、1 名以上とする。

**(監査役の選任)**

**第 32 条** 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

**(監査役の任期)**

**第 33 条** 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

**(監査役の責任免除)**

**第 34 条** 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む）の責任について、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

**(監査役の報酬等)**

**第 35 条** 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**第 6 章 計 算**

**(事業年度)**

**第 36 条** 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

**(剰余金の配当)**

**第 37 条** 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

**(中間配当)**

**第 38 条** 当会社は、取締役会の決議により、毎年 2 月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された

株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

**(配当の除斥期間)**

**第 39 条** 剰余金の配当又は中間配当がその支払の提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

第 7 章 附 則

**(最初の事業年度)**

**第 40 条** 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から 2024 年 8 月 31 日までとする。

**(設立時代表取締役)**

**第 41 条** 当社の設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時代表取締役 平野 素

**(法令の準拠)**

**第 42 条** この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

## 別紙 B 承継権利義務明細書

甲は、2023年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及び雇用契約その他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 1. 承継する資産

効力発生日の前日の終了時において存在する甲が所有又は保有している資産のうち、下記を含む本事業に関連する一切の資産。

#### (1) 流動資産

売掛金、前払費用

#### (2) 固定資産

工具器具備品

### 2. 承継する負債

効力発生日の前日の終了時において存在する甲の負債のうち、下記を含む本事業に関連する以下の負債。

#### (1) 流動債務

買掛金、未払金、前受金

### 3. 契約上の地位（雇用契約を除く。）

本事業に関する全ての契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務（但し、雇用契約、甲の他の事業部門と共同で使用するものを除く。）

### 4. 雇用契約

乙は、別紙 C に定める者（一部の役職者）を除くココナラ法律相談事業に従事する甲の従業員を対象として、この労働契約上の地位を承継する。但し、分割の効力発生日において引き続き在籍している者に限る。

### 5. 知的財産権

本事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術情報、ノウハウ、その他本事業に関する権利（但し、甲の他の事業部門と共同で使用するものを除く。）

### 6. 許認可等

本事業に関する関係官公庁の許認可のうち、法令上承継可能なものは、甲から乙へ承継する。但し、本事業以外の甲の事業に関連するものを除く。

以上

## 別紙 C 労働契約の承継の対象外

下記に記載の社員番号の者は、乙に労働契約が承継されないものとする。

記  
1038  
1075

以上